



施設区分変更のお知らせ

介護老人保健施設リストーロ若宮では、2018年度の介護報酬改定以来、「基本型老健」として運営をしてまいりましたが、2021年1月より在宅復帰・在宅療養支援機能加算を算定する「加算型老健」へ体制が変更となります。

施設区分とは、「その他型」「基本型」「加算型」「強化型」「超強化型」の5種類に分かれており、加算型や強化型、超強化型は厚生労働省が定める要件を満たした在宅復帰・在宅療養支援機能が高いと認められた介護施設のことです。

加算型に求められる要件（厚生労働省）

以下の10項目の実績に応じたポイント合計が40ポイント以上及び、地域の貢献する活動の実績を満たすことが要件となっています。

① 在宅復帰	⑥ リハ専門職の配置割合
② ベット回転率	⑦ 支援相談員の配置割合
③ 入所前後訪問指導割合	⑧ 要介護4又は5の割合
④ 退所前後訪問指導割合	⑨ 喀痰吸引の実施割合
⑤ 居宅サービスの実績数	⑩ 経管栄養の実施割合

* ご利用者様へは上記施設区分変更に伴いまして、ご利用料金にも変更がございます。

1. ご利用者様全員のご利用料金が負担割合（1割～3割）に応じて34円/日～102円/日、ご負担が増えます。（1月1日利用日より）
2. 2階のトイレ付二人部屋等のお部屋代を11月より「通常の部屋代+100円/日」を頂いていましたが、100円/日を廃止とし、「通常の部屋代」のみとなります。（1月1日利用日より）

上記10項目での実績が評価されたうえでの変更となりますので、何卒ご理解の上、ご承諾いただきますようお願い申し上げます。

なお、年末年始に伴い12月30日より1月4日迄、また土日祝日は、お問い合わせをいただきましても、ご対応出来ませんので、あわせてご了承お願い申し上げます。

令和 2年 12月末日
介護老人保健施設リストーロ若宮
理事長 禰 光太郎
お問合せ 電話 0949-52-3336